

**■点検項目 11 関係（キャリアコンサルティングの体制）**

相談窓口には、希望者に対するキャリアコンサルティングを実施するため、担当者（キャリアコンサルタント（有資格者）、キャリアコンサルティングの知見を有する者（職業能力開発推進者、3年以上の人事担当の職務経験がある者等）、又は派遣先との連絡調整を行う営業担当者）を配置する必要があります（許可要件）。「派遣先と連絡調整を行う営業担当者」は派遣先の事情など労働市場の状況等を考慮した相談を行うことが求められます。なお、外部のキャリアコンサルタントに委嘱して対応することとしても差し支えありません。

キャリアコンサルティングは、希望に応じて行うものですから、希望があるにもかかわらず実施しないことは認められません。実施方法については派遣元事業主の裁量に委ねられるため、対面のみならず電話等で行うことも差し支えありません。